

女性活躍推進法に基づく行動計画

女性が職業生活においてその能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和7年4月1日 ~ 令和10年3月31日

2. 計画内容

- (1)管理職に占める女性労働者の割合 60%以上を維持する
- (2)部署ごとに従業員の超過勤務時間を月平均1時間以内とする

3. 計画を実行するための取り組み

- (1)職員が働き続けやすい環境を整備し、キャリア形成のための時間を確保する。
- (2)業務状況を部署内で共有し、職員の間で互いの立場を理解し、チーム全体で勤務時間内に業務を終了させるために助け合う。
超過勤務時間縮減に向けた意識を徹底し、管理職のマネジメント力を強化する。

公表項目	年度	率・割合
労働者の割合	令和6年度	64%
管理職に占める女性労働者の割合	令和6年度	61%
女性の育児休業取得率	令和6年度	100%
有給休暇取得率	令和6年度	73%

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する 女性の賃金の割合)	「男女の賃金の差異」 付記事項
全労働者	77.2%	・対象期間:令和6年1月1日~12月31日 ・賃金:通勤手当は除く ・パート社員:パート、非常勤が該当 ※パート社員については、正社員の所定労働時間(1日8時間)で換算した人員数をもとに平均年間賃金を算出
正社員	77.6%	
パート社員	56.0%	

男性の育児休業取得率の公表について 令和6年度(令和6年4月1日~令和7年3月31日)

育児休業等をした男性労働者 10名

配偶者が出産した男性労働者 11名

育児休業等の取得割合 90.9%

公表日 令和7年5月12日